

令和元年度 管内給食施設栄養管理状況(報告)

香川県東讃保健所

栄養管理状況報告書について

特定給食施設等が香川県特定給食施設等指導要綱の第7条に基づき、毎年1回保健所長に報告しているものである。

その内容は、健康増進法において栄養管理基準として「利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理を行うよう努めること」とされていることから、栄養管理マネジメントのプロセス（アセスメント → プランニング → 実施 → モニタリング・チェック → 評価）が実施されているかを把握することを重視したものである。

なお、小規模給食施設は、給食業務の運営形態、栄養士等の配置状況、給食数のみの報告である。

状況報告の目的

施設の状況及び各施設の課題やニーズを把握し、個別対応につなげる。また、各項目の実施状況を集計することで、管内における課題や施設種別の状況を把握し、巡回指導や研修会等の事業計画に反映させることを目的とする。

施設は報告書を作成することで、栄養管理マネジメントのプロセスを自己チェックできることもねらいとする。

報告時期

令和元年6月の状況を令和元年7月20日までに報告するものである。

報告対象施設及び提出率（管内の給食施設の種類と施設数）

管内に給食施設は99*施設あり、提出率は100%であった。（※報告書提出時）

		対 象 施 設				提出施設数	提出率（%）
		特定給食施設	その他の給食施設	小規模給食施設	計		
		1回100食以上 又は1日250食以上	1回50食以上 又は1日100食以上	1回50食未満 又は1日100食未満			
学校等	小・中学校 給食センター 共同調理場	11	0	0	11	11	100
病院等	病院 診療所	5	3	0	8	8	100
		0	0	3	3	3	100
社会福祉施設	介護老人保健施設	6	0	0	6	6	100
	老人福祉施設等	11	10	13	34	34	100
	障害者支援施設等	2	2	1	5	5	100
	児童福祉施設 （保育所を除く）	0	1	0	1	1	100
保育所等	保育所（園）	20	5	1	26	26	100
事業所等	事業所・寄宿・その他	3	1	1	5	5	100
計		58	22	19	99	99	100

給食施設の様況

1 給食業務の運営形態

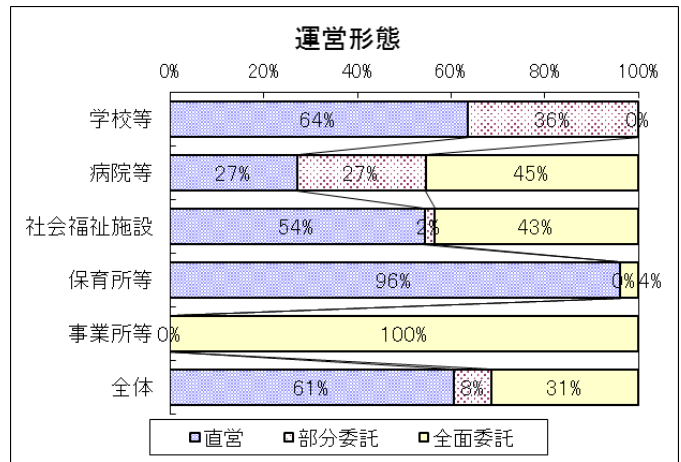
栄養管理報告書の提出のあった 99 施設のうち、直営は 60 施設 (61%)、部分委託は 8 施設 (8%)、全面委託は 31 施設 (31%) である。

学校等では全面委託の施設はなく、部分委託をしている 4 施設の委託内容は、配送のみが 1 施設で、3 施設は材料購入・調理・食器洗浄等の複数業務を委託している。

病院等では、半数近くが全面委託している。

社会福祉施設全体では、半数以上が直営で、障害者支援施設は全て直営で運営している。

保育所等は 1 施設を除き直営で運営し、事業所等では全ての施設が全面委託している。



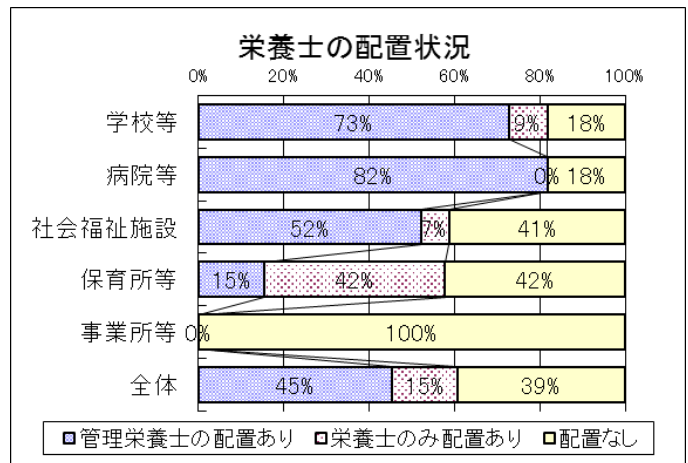
2 施設栄養士の配置状況

特定給食施設のうち、特別な栄養管理が必要な施設として、知事が指定する管理栄養士配置義務 (健康増進法第 21 条第 1 項) のある施設は、管内に 2 施設ある。

病院等では、医学的栄養管理が必要とされ、栄養指導料等を算定するためには施設に管理栄養士の配置が必要とされているため、8 割を超える施設に管理栄養士が配置されている。配置が無いのは小規模給食施設 2 施設であった。

介護老人保健施設・介護老人福祉施設・障害者支援施設では、管理栄養士による栄養ケア・マネジメントの実施が加算対象となっており、その配置率は病院等・学校等に次いで高い。

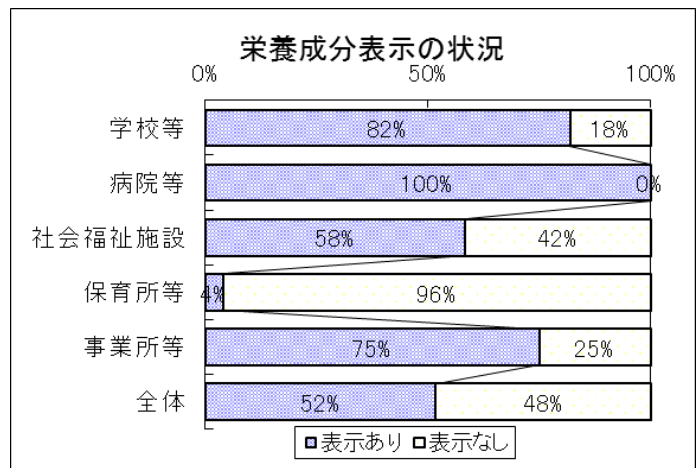
また、学校給食法において「学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、栄養教諭又は栄養士の免許を有する者」とされており、学校等では 9 割の施設で管理栄養士又は栄養士が配置されている。



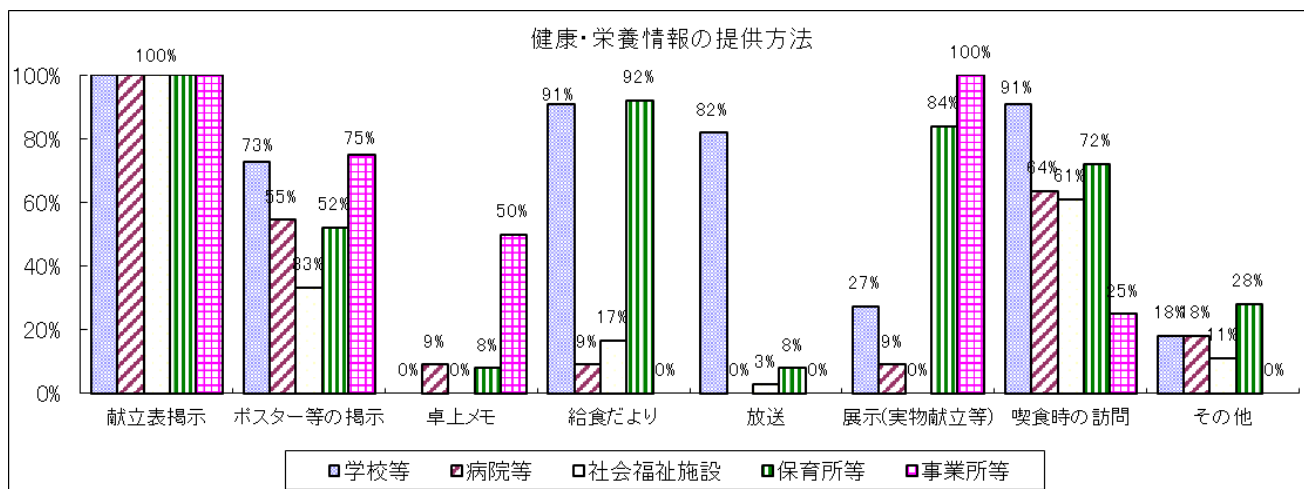
3 健康・栄養に関する情報の提供状況

特定給食施設では、健康増進法第 21 条第 3 項により、適切な栄養管理を行わなければならないとされ、また、厚生労働省令において栄養管理基準の 1 つに「献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して栄養に関する情報の提供を行うこと」と定められている。

栄養成分表示は半数以上の施設で示されており、特に病院等では、全ての施設で示されている。



健康・栄養情報の提供方法として、献立表の掲示・配布はすべての施設で行われていた。
 保育所等における「その他」は、フェイスブック、給食参観、試食会、レシピ配布、三色分け等である。



4 給与食品量（野菜と果物）

給食施設では、利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を把握し、それに基づいて適当な栄養量を満たす食事の提供に努めている。

給食施設における野菜と果物の給与量の概況は下表のとおりである。施設種別ごとの平均値と目標ラインを比較すると、目標ラインを上回っているのは、野菜では学校等のみで、果物については病院等のみとなっている。社会福祉施設については、野菜、果物ともに下回っている。保育所については、果物はほぼ目標ラインとなるものの、野菜は下回っている。

【野菜の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	116.5	118.0	11.8	99.5	133	93
病院等	342.7	356.0	70.4	178	432	350
社会福祉施設	<u>307.0</u>	311	53.8	222.6	430	350
保育所	96.7	95.4	10.6	80.6	128.7	100

【果物の給与量(g)】

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最高値	目標ライン
学校等	<u>21.0</u>	22	2.6	16.7	24	32
病院等	75.6	64.0	23.1	43	104	70
社会福祉施設	<u>52.0</u>	50.0	22.7	11.0	101.1	70
保育所	49.9	50.4	9.4	31.9	68.0	50

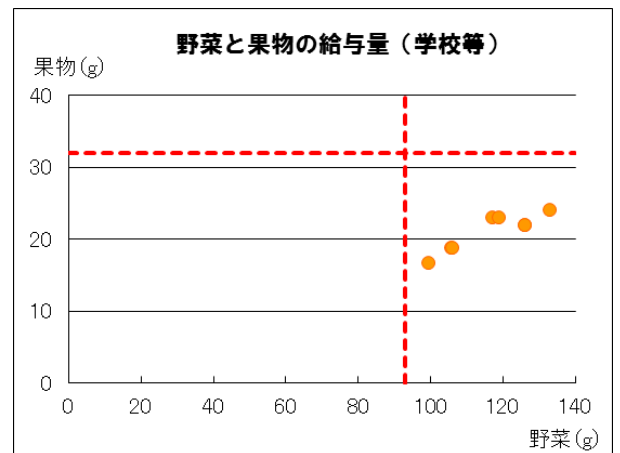
(1) 学校等

管内の学校共同調理場、給食センター、単独校の8施設(小学校中学年)の状況である。

目標ラインは、標準食品構成表*の児童(8歳~9歳)の値を用いて、野菜を93g、果物を32gとした。

野菜は全施設で目標量を給与していたが、果物は目標ラインを満たしている施設はなく、施設ごとのバラツキも小さかった。

果物の給与量が最も少ない施設では16.7g/日で、目標ラインの50%程度であった。



*「学校給食摂取基準の策定について（報告）」(学校給食における児童生徒の食事摂取基準策定に関する調査研究協力者協議会平成23年3月)

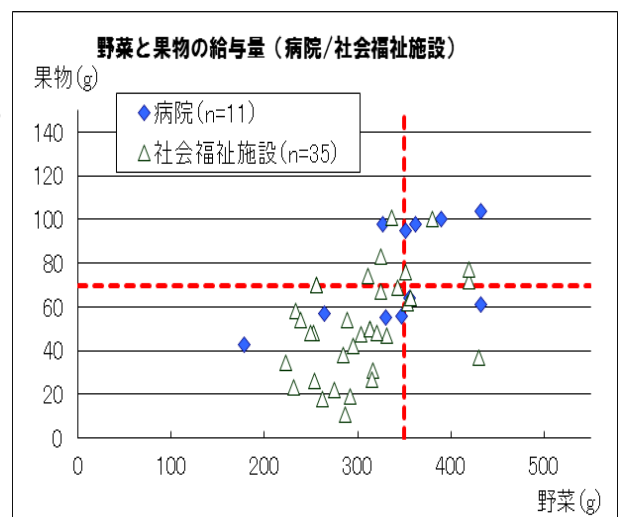
(2) 病院等・社会福祉施設

1日3食を提供している病院等11施設と社会福祉施設35施設の状況である。

野菜は「健康日本21(第2次)」や「健やか香川21ヘルスプラン(第2次)」で目標にしている350g/日を目標ラインとした。果物は「健康日本21(第2次)」では、摂取量が少ない場合、がんのリスクが上がるとされるので、「100g/日未満の者の割合の減少」を指標としているが、対象者と施設の特徴を考慮し、70g/日とした。

病院等では、野菜果物ともに、約半数の施設が目標ラインより不足している。

社会福祉施設では、野菜の給与量が目標ライン未満の施設が28施設(80%)であった。平均値も307g/日と目標ラインに43g/日不足している。果物は、目標ライン未満の施設が26施設(74%)であった。平均値も52g/日と目標ラインに18g/日程度不足している。また、施設ごとのバラツキが大きく、最も給与量の少ない施設では11g/日であった。



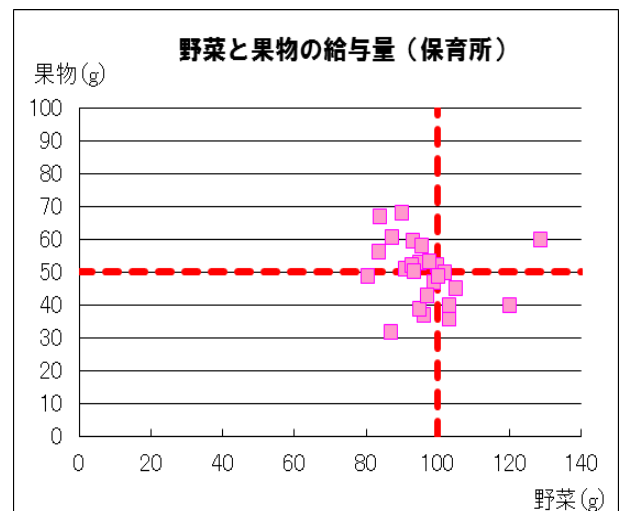
(3) 保育所

1回50食以上提供している保育所25施設の状況である。

目標ラインは、「保育所給食の手引き(県子育て支援課)」の「3~5歳児の食品構成(例)」を参考に、野菜100g、果物50gとした。

野菜、果物で目標ラインを満たしている施設は、それぞれ7施設(28%)と14施設(56%)であり、半数以上の施設が不足しているが、果物については目標ライン達成の施設が昨年より増加している。

野菜の平均値は96.7g/日で、目標ラインより3g/日程度不足しているが、果物は、49.9g/日でほぼ目標ラインとなった。

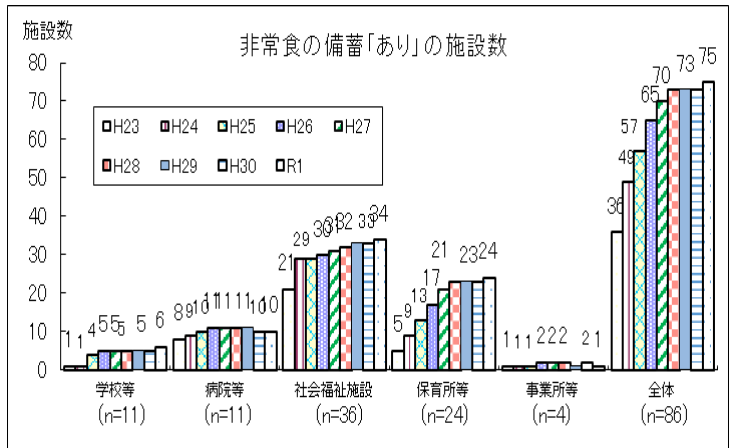
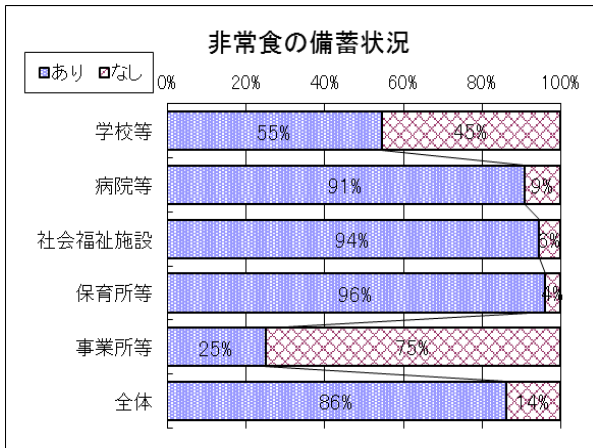


5 危機管理体制整備状況

診療所以外の小規模給食施設を除く、管内 87 施設の状況である。

(1) 非常食の備蓄

非常食の備蓄をしている施設は年々増加傾向にあり、75 施設(86%)となっている。保育所等や、1日3食を提供している病院等や社会福祉施設で整備率が高い。事業所における整備率は25%程度である。

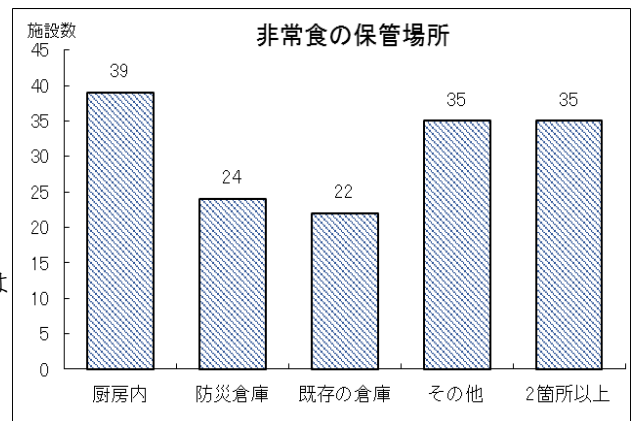


(2) 非常食の保管場所

保管場所は、厨房内に備蓄している施設が最も多い。

また、2箇所以上に分散して保管している施設も多く、分散化は増加傾向にある。

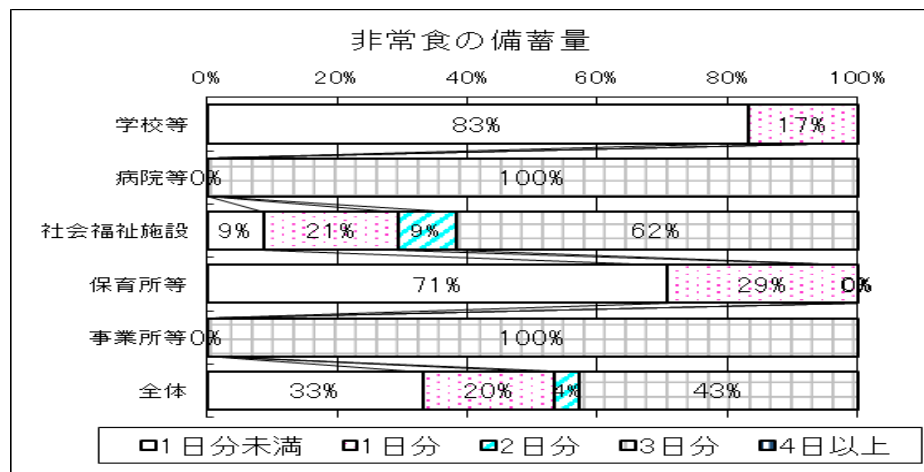
「その他」は、食品庫・職員休憩室・事務室・職員室等で、うち病院では各病棟、社会福祉施設では各階、保育所では保健室や各クラス等で保管している。



(3) 非常食の備蓄量

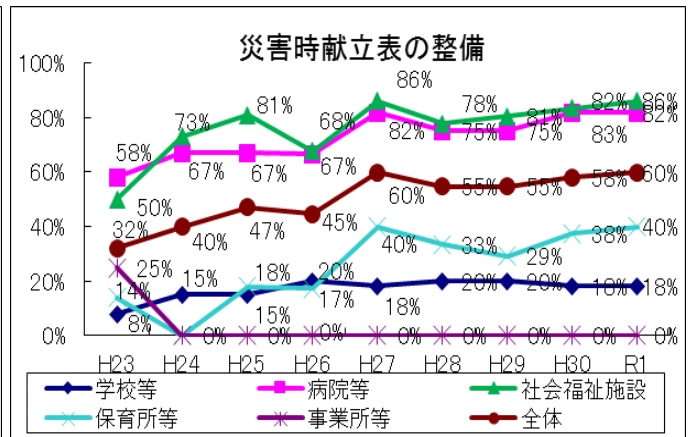
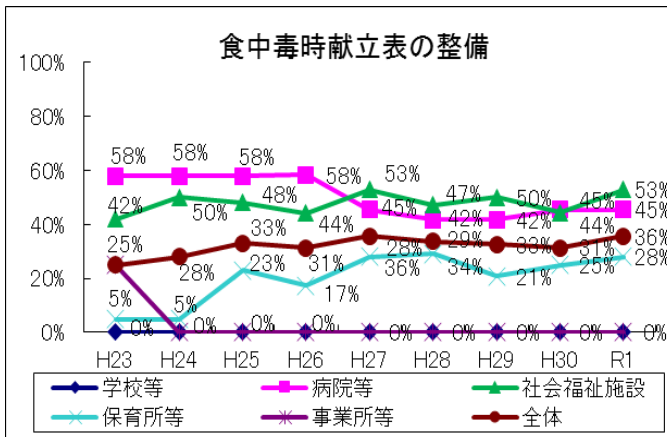
「香川県災害時保健活動マニュアル(平成24年3月)」では、「1日3食提供する給食施設にあっては、自助で3日間程度を乗り切ることを前提としたマニュアル及び備蓄品の整備が必要である」としている。

病院等では、備蓄をしている全ての施設で3日分備蓄していたが、社会福祉施設では3日以上備えている施設は、21施設(62%)で病院よりも低い。1日1食を提供している学校等・保育所では1食分を備蓄している施設が多い。



(4) 非常時用献立表・各種マニュアルの整備

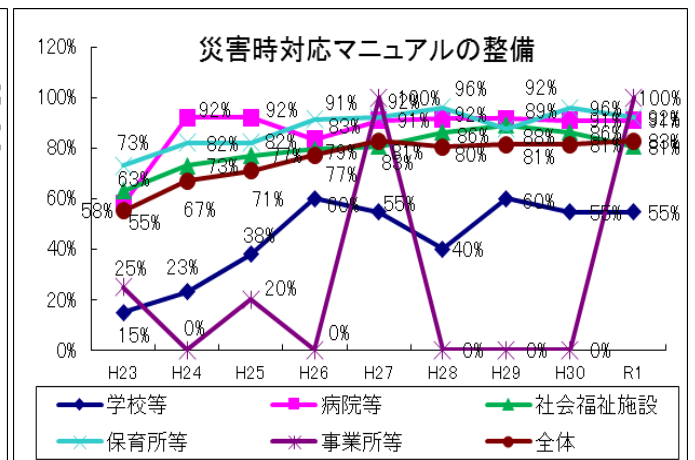
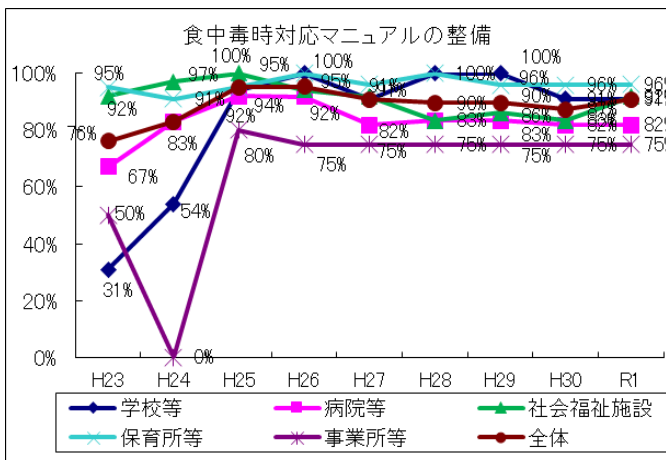
①食中毒時及び災害時献立表



食中毒時献立表のある施設は 31 施設(36%)で、病院等、社会福祉施設での整備率が高いものの 4~5 割程度。

災害時献立表は 52 施設(60%)で作成しており、昨年度と比較し、保育所、福祉施設での整備率が増加している。

②食中毒時及び災害時対応マニュアル

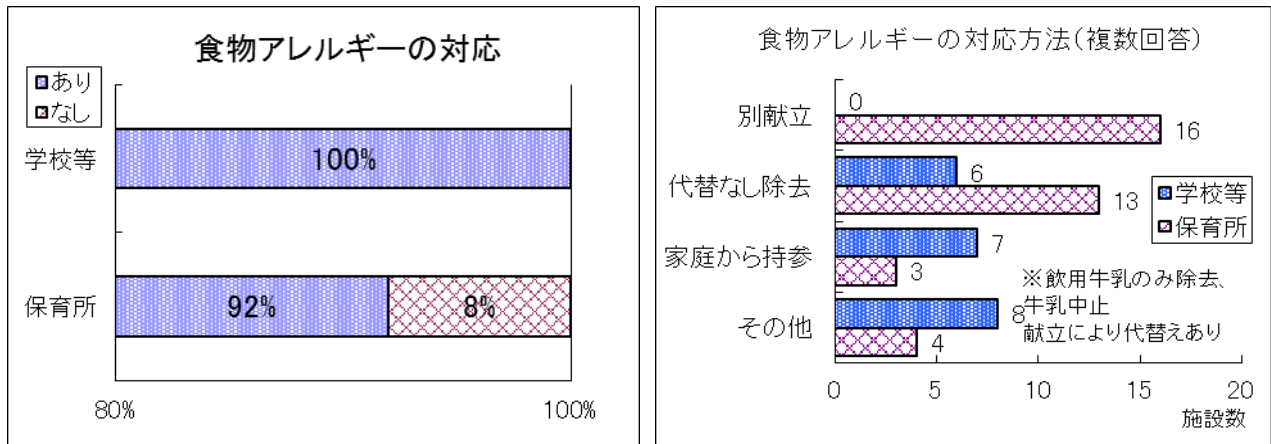


食中毒時対応マニュアルは、学校・保育所等では、ほとんどの施設で整備されており、病院等及び社会福祉施設も 9 割以上の施設で整備されている。

災害時対応マニュアルの整備率は、病院等・保育所等・社会福祉施設で 9 割近く整備されており、全体でも 8 割を超えているが、学校等の整備率は、他の施設と比べて低くなっている。

6 食物アレルギーの対応状況

管内の学校共同調理場・給食センター5施設と単独校6施設及び1回50食以上提供する保育所25施設の状況である。

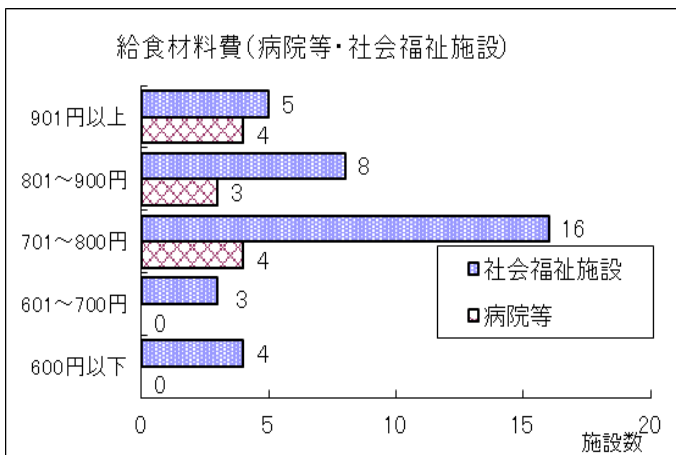


食物アレルギーの対応は、学校等では全施設で対応している。

対応方法は、保育所では別献立での食事の提供が最も多く、16施設で行われている。学校では家庭からの持参が最も多い。その他の対応としては、飲用牛乳のみ除去や牛乳の中止、アレルギー用の献立配布などがある。

7 1人1日当り給食材料費

給食材料費の記入のあった1日3食を提供している社会福祉施設36施設と病院等11施設の状況である。



社会福祉施設の平均値は787円、病院等は915円である。

社会福祉施設は、701円～800円が16施設で最も多い。901円以上が5施設、600円以下は4施設あった。

病院等では、901円以上が4施設で最も多く、801円～900円が3施設、701円～800円が4施設あった。

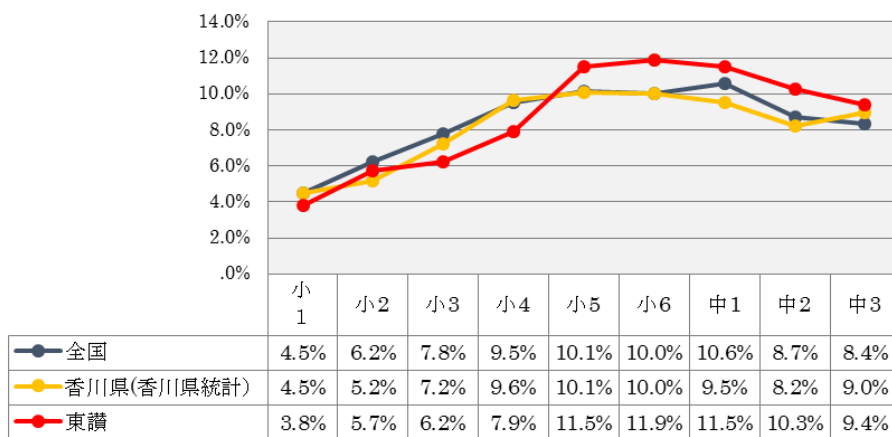
8 肥満とやせの状況

(1) 学校等

- 全国の数値は、文部科学省の学校保健統計調査による。
- 香川(香川県統計)の数値は、香川県教育委員会・香川県学校保健会の学校保健統計調査による。(全数調査)
- 東讃保健福祉事務所管内の数値は、各学校より提供のあった香川県教育委員会、香川県学校保健会学校保健統計調査による。(※H24 さぬき市立大川第一中学校・天王中学校を除く)
- (注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。
 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-20%以下の者である。
 肥満度(過体重度) = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100 (%)

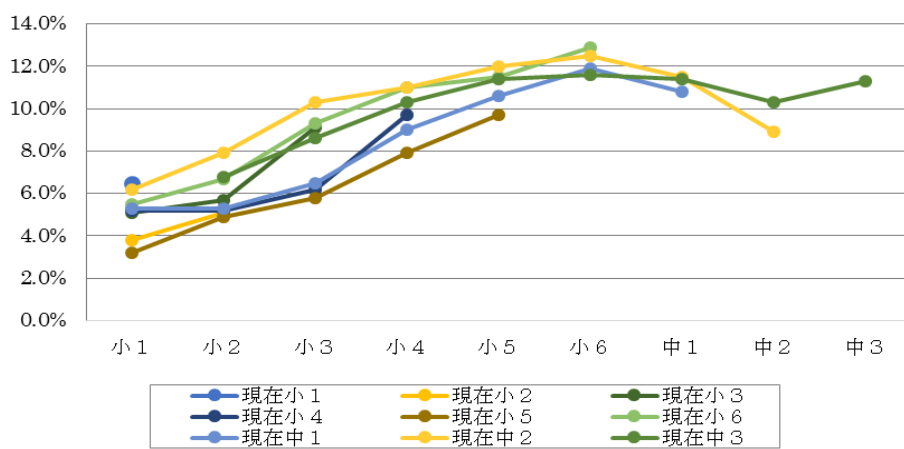
①肥満傾向児(男子)

管内肥満傾向児出現率(平成30年度男子)



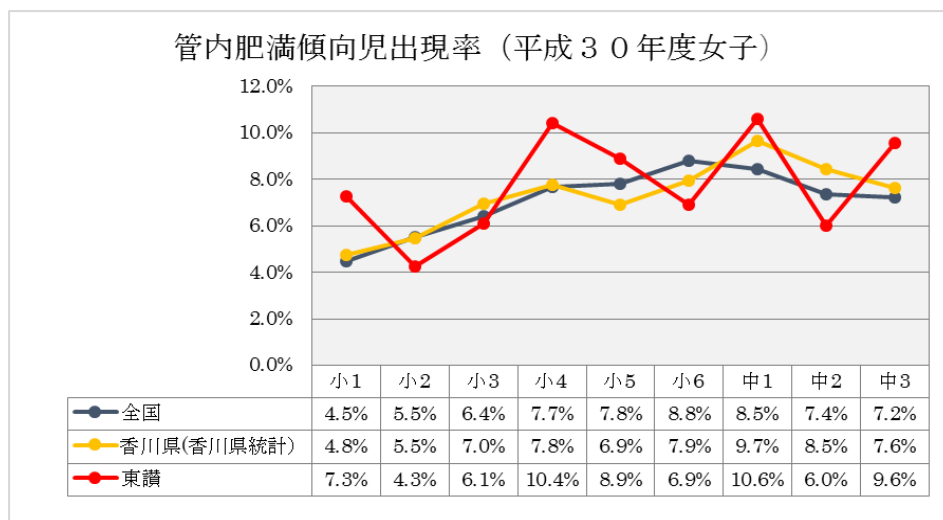
東讃管内の平成30年度の男子の肥満傾向児出現率は、小学5年以降で全国及び香川県(香川県統計)を上回っている。

管内肥満傾向児の経年変化(男子)



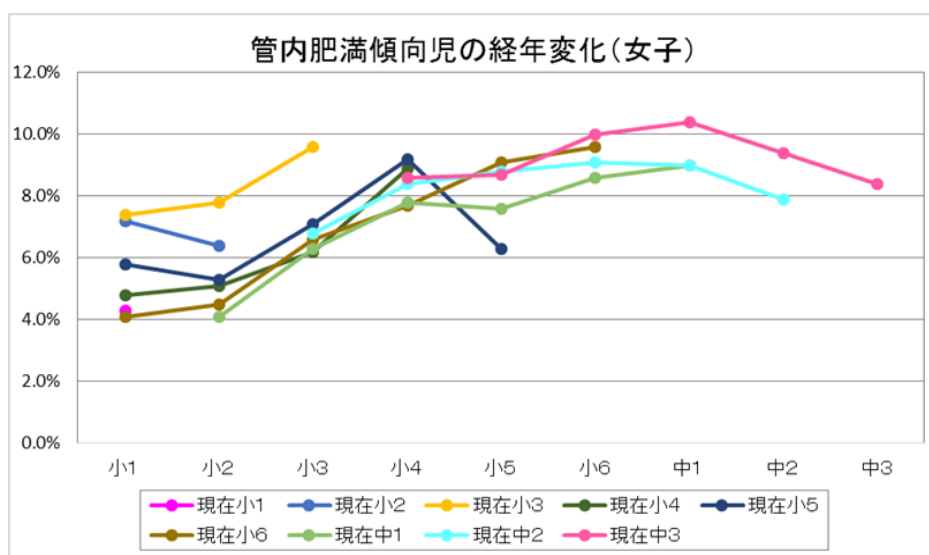
男子は小学6年までは進級とともに、肥満傾向児が増加するものの、中学1年、2年になるにつれ、緩やかな減少傾向が見られる。

②肥満傾向児（女子）



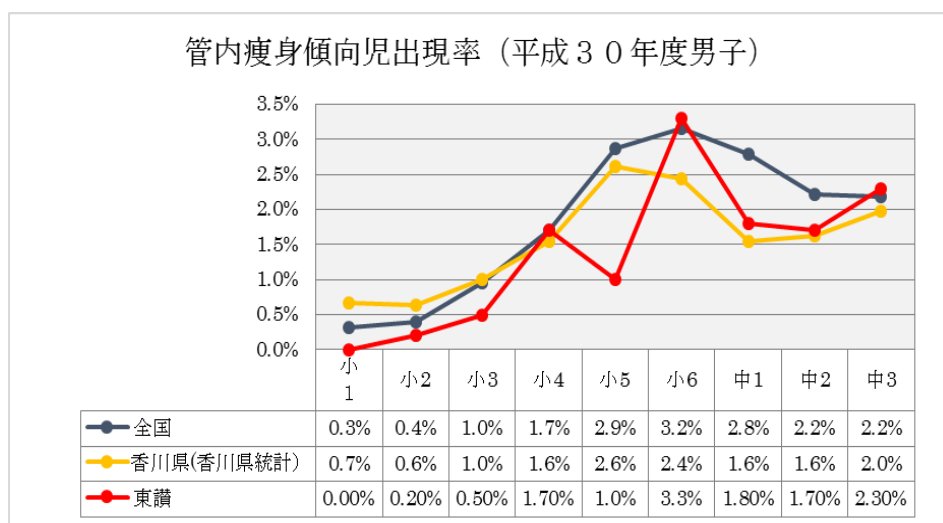
東讃管内の平成30年度の女子の肥満傾向児出現率は、学年によりばらつきが見られる。

例年、中学1年からはゆるやかな減少が見られていたが、30年度はその通りでない。



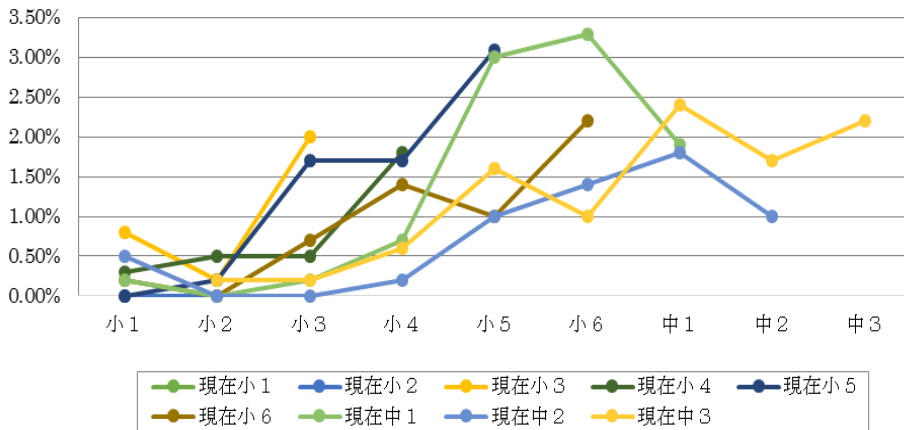
女子については、小学3年から増加し始め、中学1年でピークに達し、その後は減少している。

③痩身傾向児（男子）



東讃管内の平成30年度の男子の痩身傾向児出現率は、小学6年、中学3年を除き、全国や香川県（香川県統計）より下回っている。学年によってばらつきは見られるが、進級とともに、緩やかな増加が見られる。

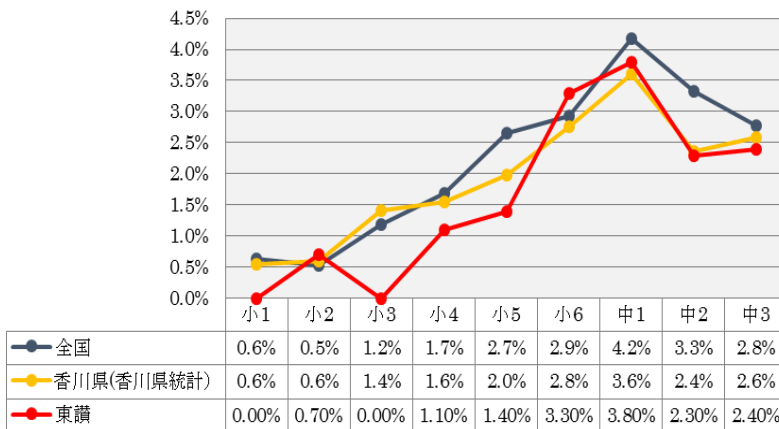
管内瘦身傾向児の経年変化（男子）



男子については、小学6年まで瘦身傾向児が徐々に増加し、その後は減少傾向にある。

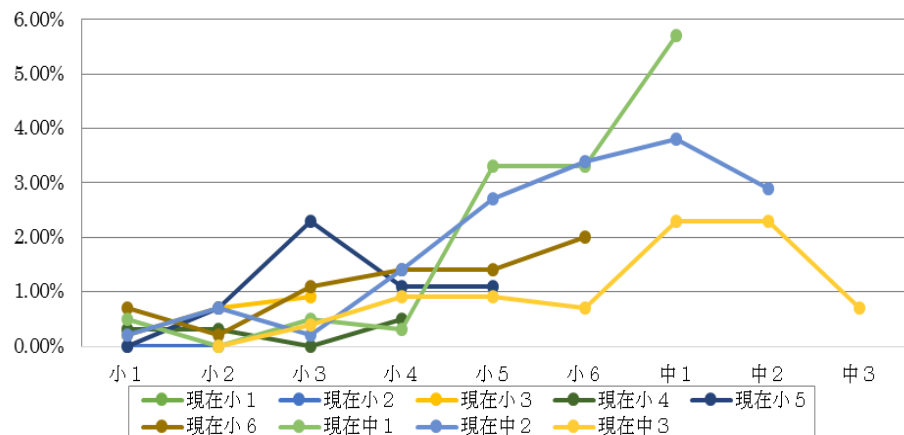
④ 瘦身傾向児（女子）

管内瘦身傾向児出現率（平成30年度女子）



東讃管内の平成30年度の女子の瘦身傾向児出現率は、小学2年、小学6年を除き、全国よりも下回っている。中学1年でピークに達し、その後は緩やかに減少している。

管内瘦身傾向児の経年変化（女子）



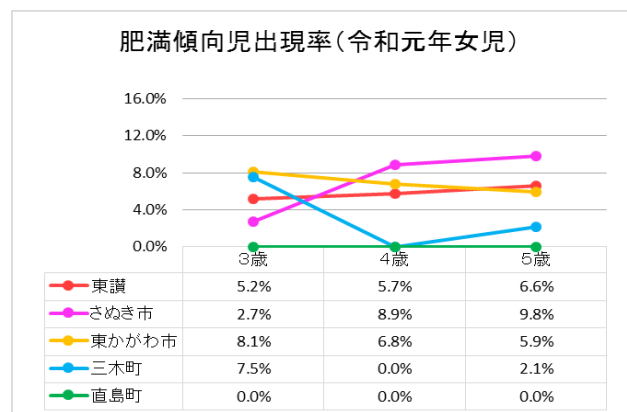
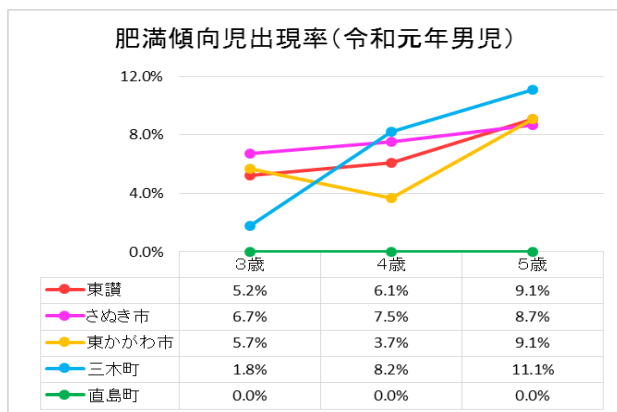
女子については、進級するとともに増加する傾向にあり、中学1年でピークに達する。その後は減少傾向が見られる。

(2) 保育所

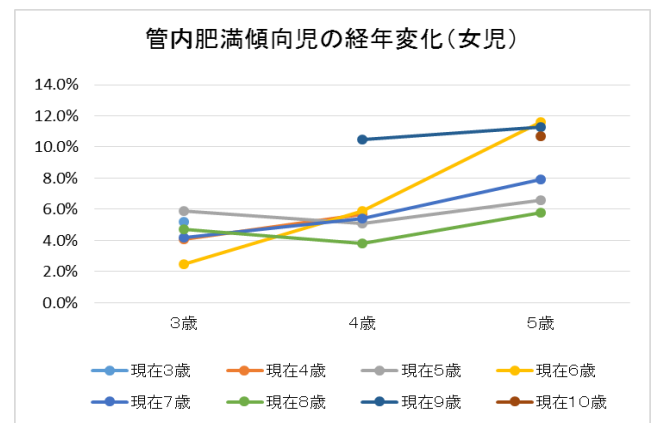
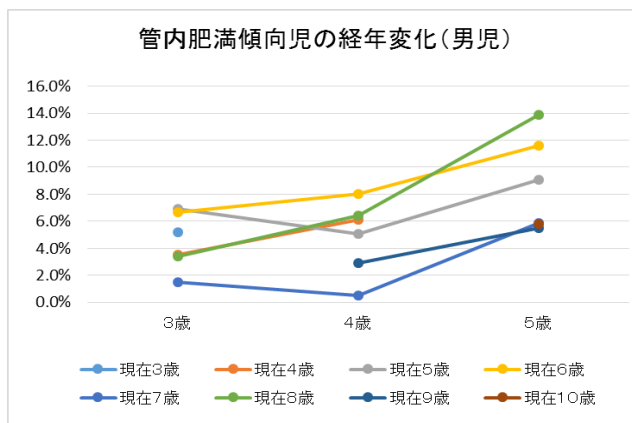
(注)肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が15%以上の者である。
 痩身傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が-15%以下の者である。

$$\text{肥満度(過体重度)} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) / \text{身長別標準体重} \times 100(\%)$$

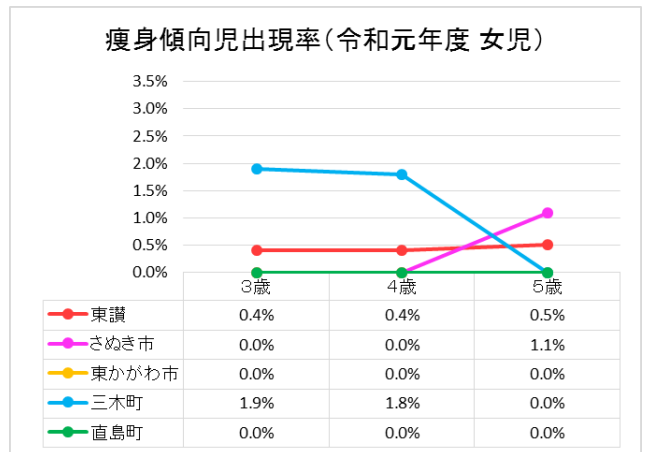
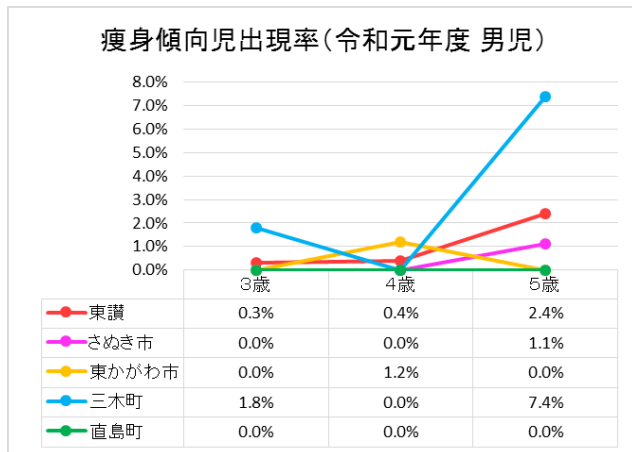
①肥満傾向児



男児の肥満傾向児出現率は、管内全体では年齢が上がるにつれて増加している。
 女児の肥満傾向児出現率は、管内全体では年齢が上がるにつれて若干増加している。



② 痩身傾向児



男児の痩身傾向児出現率は、5歳で増加が見られる。

女児の痩身傾向児出現率は、管内全体ではほぼ横ばいである。

